

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和七年八月一日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年七月二十九日奈良県指令建第一一四―四二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年七月二十三日建第一〇五二六号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年七月二十三日建第六〇二九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字上之庄三四六番一、三四六番二、三四六番三、三四六番四、三四六番五、三四六番六、三四六番七、三四六番八、三四六番九、三四六番一〇、三四六番一一、三四六番一二、三四六番一三、三四六番一四、三四六番一五、三四六番一六、三四六番一七、三四六番一八、三四六番一九、三四六番二〇、三四六番二一及び三五〇番二

五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字上之庄三四六番一及び三五〇番二五

下水道 桜井市大字上之庄三四六番一及び三五〇番二五の各一部

水路 桜井市大字上之庄三四六番一二